

五霞町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成26年度 の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成27年度	8,960	4,139,968	459,136	781,319	18.9	20.1

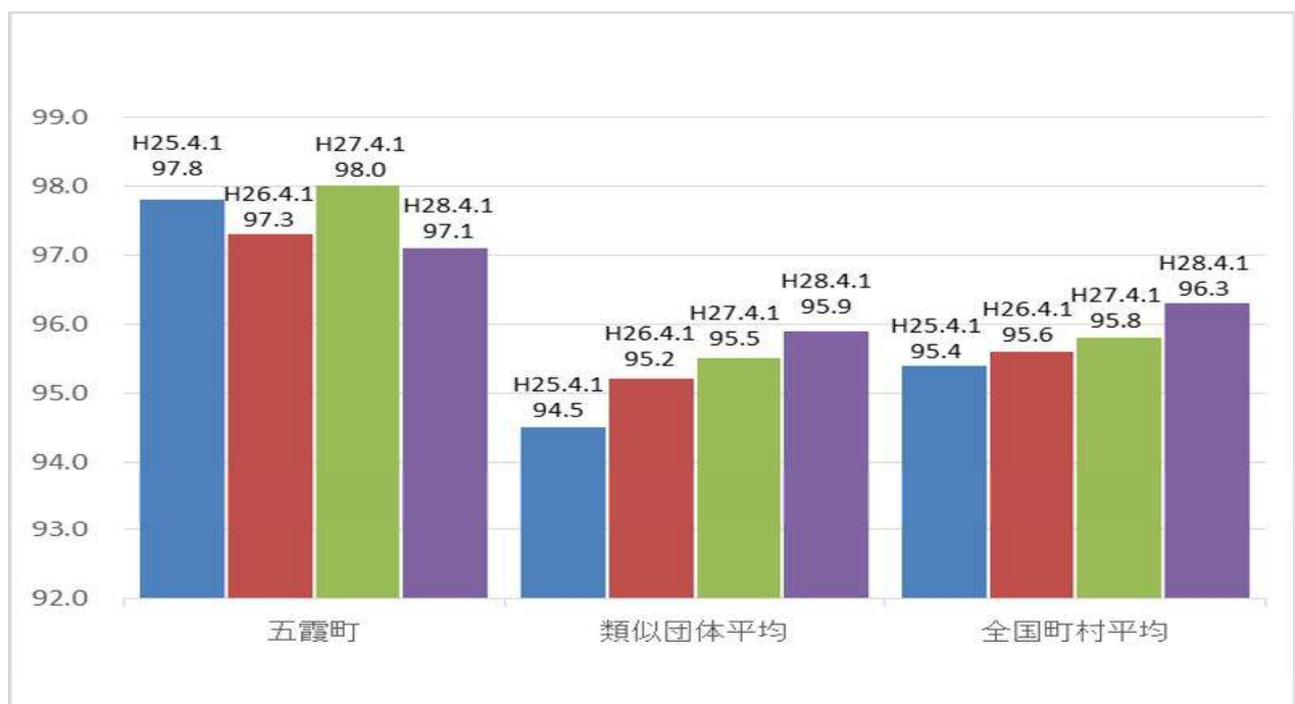
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	人	千円	千円	千円	千円
平成27年度	82	310,922	42,655	119,729	473,306

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円	千円
5,772	5,591

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。なお、五霞町では当該職員を雇用していない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
28年度	円 411,692	円 410,984	円 708	% 0.17	% 0.20	% 0.17

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
28年度	月 4.32	月 4.20	月 0.12	月 0.10	月 4.30	月 4.30

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容）

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引下げを実施しました。また、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しています。

②地域手当の見直し

五霞町では支給していません。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しました。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

土曜日の午前中に町民税務課窓口業務の一部を行い、住民の利便を図っている。このために勤務した職員は、振替休日に対応しており、時間外勤務手当の削減に努めている。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成28年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
五霞町	40.4歳	305,094円	346,325円	331,625円
茨城県	42.7歳	334,377円	416,020円	374,794円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	41.8歳	306,281円	351,316円	330,559円

②医療職・技能労務職・教育職

五霞町では、医療職・技能労務職・教育職の任用は、ありません。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (平成28年4月1日現在)

区分		五霞町	茨城県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	180,100円	176,700円
	高校卒	144,600円	146,800円	144,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成28年4月1日現在）

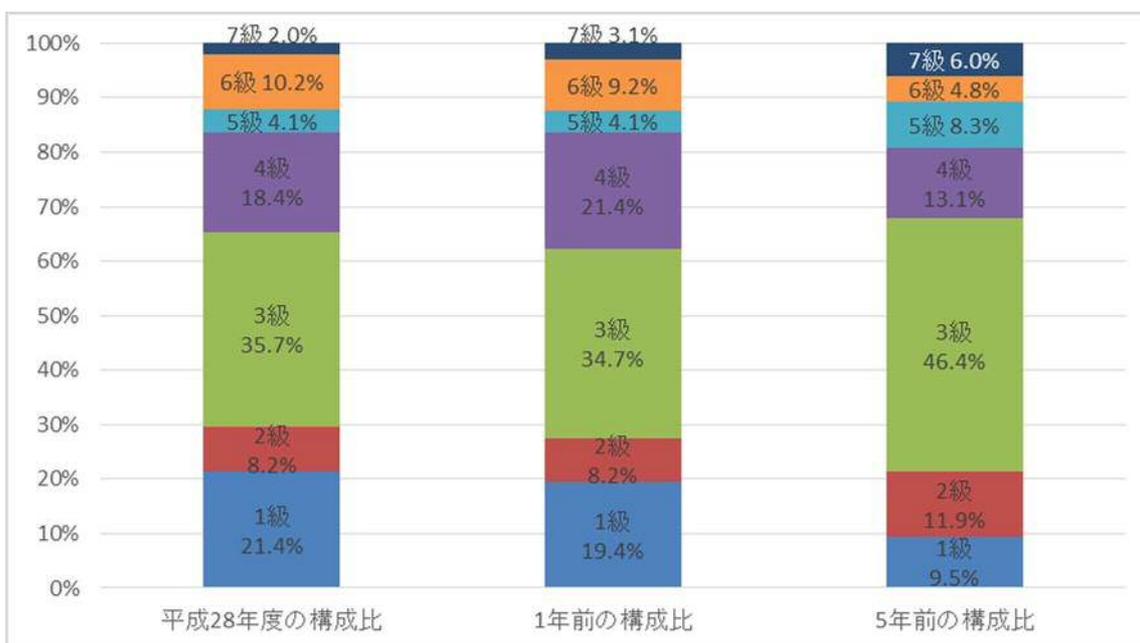
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	該当なし	358,400円	該当なし	401,800円
	高校卒	該当なし	311,300円	342,175円	384,000円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	1 主事補の職務 2 主事の職務	21人	21.4%	140,100円	246,100円
2級	1 主任の職務	8人	8.2%	190,200円	303,000円
3級	1 副主幹の職務 2 主査の職務	35人	35.7%	226,400円	348,800円
4級	1 主幹の職務	18人	18.4%	259,900円	379,800円
5級	1 主席主幹の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う主幹の職務	4人	4.1%	286,200円	391,800円
6級	1 課長、事務局長及び教育次長の職務 2 参事の職務	10人	10.2%	317,000円	409,000円
7級	1 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う課長の職務	2人	2.0%	361,300円	443,700円

- (注) 1 五霞町給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 1 平成18年に8級制を6級制に変更（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）した。
2 平成24年1月1日から6級制を7級制に変更した。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成22年度から人事考課制度を導入しましたが、昇給の判定基準を構築中のため、昇給への反映は行っていません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

五 霞 町	茨 城 県	国
1人当たり平均支給額（27年度） 1,375千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,754千円	—
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

勤務成績に応じて勤勉手当を支給するべく試行的運用中であるため、成績率に差を設けず一律の支給を行った。

(2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

五 霞 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額 24,517千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成28年4月1日現在）

五霞町では支給していません。

(4) 特殊勤務手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成27年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）		0%		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成27年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	町税等の賦課，徴収に従事する職員	課税資料の調査，納税指導，滞納金の徴収に従事した日	0千円	1日につき、500円 ※ 滞納金の差押え業務に従事したときは、1件につき500円
保健業務手当	保健師活動業務に従事する職員	保健師の資格を有する職員	0千円	勤務1月につき2,500円
野犬等死体処理作業手当	衛生業務に従事する職員	野犬等の撲滅に関して死体の処理作業	0千円	1頭につき300円
社会福祉業務手当	社会福祉業務に従事する職員	精神病患者を移送する等，特に身体に危害を受けるおそれのある業務に従事したとき，あるいは行旅病人，死亡人，変死人等の処理作業	0千円	従事した作業1件につき2,000円
重用土木機械作業手当	現業部門に所属する職員で，重用土木機械の作業及び運行に従事した職員	重用土木機械の作業及び運行作業	0千円	従事した日，1日につき300円

※企業職を除く全職種

※ただし、五霞町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 60 年五霞村条例第 7 号）附則により、平成 20 年 4 月 1 日から全ての特殊勤務手当を支給していません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成 27 年度決算）	12,759千円
職員1人当たり平均支給年額 （平成 27 年度決算）	220千円
支給実績（平成 26 年度決算）	15,206千円
職員1人当たり平均支給年額 （平成 26 年度決算）	249千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ●配偶者 13,000 円 ●配偶者以外の扶養 1人につき 6,500 円 (配偶者がいない場合 1人目 11,000 円) ※ 親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳になる年度までの子 1人につき 5,000 円加算	同	—	10,230千円	237,907円
住居手当	●借家の場合 月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給 ※ 家賃の額に応じて支給（限度額 27,000円）。	同	—	2,977千円	229,000円
通勤手当	●電車、バスを利用する場合 6か月定期の価格を基本として1か月当たり55,000円まで支給 ●乗用車等を利用する場合 使用距離等に応じて、 2,000円～31,600円	同	—	4,605千円	65,786円
管理職手当	課長級の職員 10% 課長補佐級の職員 8%	異	支給額	13,678千円	390,800円

5 特別職の報酬等の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	718,000円 (798,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 830,000円/345,000円
	副 町 長	622,000円 (円)	650,000円/360,000円
報 酬	議 長	355,000円 (円)	365,000円/200,000円
	副 議 長	316,000円 (円)	316,000円/168,000円
	議 員	301,000円 (円)	301,000円/155,000円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(平成 27 年度支給割合)	6月期 1.40月分 12月期 1.55月分 合 計 2.95月分
	議 長 副 議 員	(平成 27 年度支給割合)	6月期 1.40月分 12月期 1.55月分 合 計 2.95月分
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×5.5	(1期の手当額) 1,579万6,000円 (支給時期) 任期毎
	副 町 長	給料月額×在職年数×3.1	771万2,800円 任期毎
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

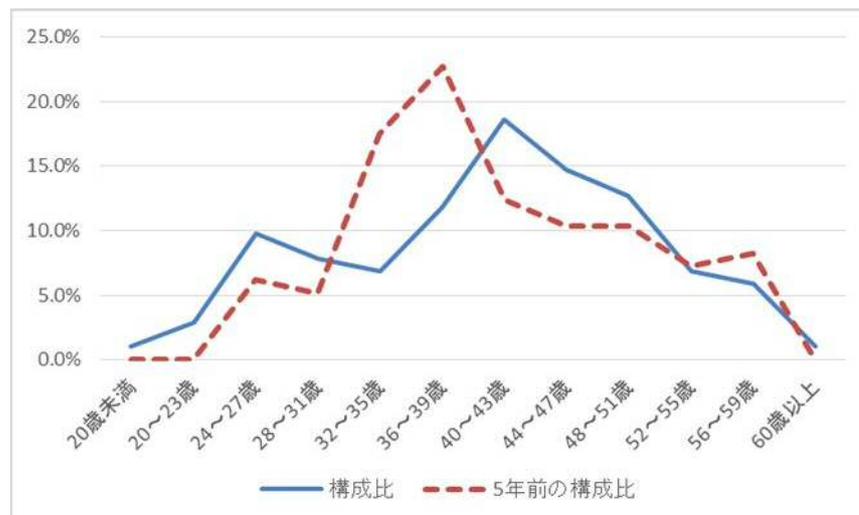
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			平成27年	平成28年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	地方公会計導入スタッフの充実 徴収事務スタッフの充実 IC周辺地区開発に伴う業務増
		総務・企画	27	28	1	
		税 務	7	8	1	
		労 働	1	1	0	
農 林 水 産		7	7	0		
商 工		2	2	0		
土 木		7	8	1		
民 生 衛 生		12	12	0		
	計	8	8	0		
	計	73	76	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.82人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 103.27人)	
	教育部門	9	10	1	社会教育関係事務の業務増	
	小 計	82	86	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 95.98人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 124.36人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道 下 水 そ の 他	水 道	4	4	0	
		下 水	3	3	0	
		そ の 他	9	9	0	
	小 計	16	16	0		
合 計			98 [125]	102 [125]	4 [125]	<参考> 人口1万人当たり職員数 113.84人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	10人	8人	7人	12人	19人	15人	13人	7人	6人	1人	102人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	過去 5 年間の増減数(率)
一般行政		73	76	74	72	73	76	3 (4.11%)
教育		9	11	11	11	9	10	1 (1.11%)
普通会計計		82	87	85	83	82	86	4 (4.88%)
公営企業等会計計		16	15	14	16	16	16	0 (0.00%)
総合計		98	102	99	99	98	102	4 (4.08%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成26年度の総費用 に占める職員給与費 比率
平成 27年度	千円 433,314	千円 23,489	千円 13,308	% 3.07	% 4.56

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 12,703 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	普通会計平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 27年度	人 4	千円 16,617	千円 2,715	千円 6,679	千円 26,011	千円 6,502	千円 5,660

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 28 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
五霞町水道	45.0歳	349,050円	526,110円
五霞町一般行政	40.4歳	305,094円	453,791円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

五 霞 町 水 道	五霞町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（27年度） 1,631千円	1人当たり平均支給額（平成27年度） 1,375千円
（平成27年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.60月分 （1.45）月分 （ 0.75）月分	（平成27年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.60月分 （1.45）月分 （ 0.75）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成28年4月1日現在）

五 霞 町 水 道	五霞町（一般行政職・団体平均等）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%） 1人当たり平均支給額 24,517千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

五霞町では支給していません。

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

五霞町では支給していません。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	317千円
職員1人当たり平均支給年額 （平成27年度決算）	105千円
支給実績（平成26年度決算）	245千円
職員1人当たり平均支給年額 （平成26年度決算）	61千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成 27 年度決算）	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 （平成 27 年度決算）
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ●配偶者 13,000 円 ●配偶者以外の扶養 1 人につき 6,500 円 （配偶者がいない場合 1 人目 11,000 円） ※ 親族である子のうち満 16 歳の年度初めから満 22 歳になる年度までの子 1 人につき 5,000 円加算	同	—	993 千円	248,250 円
住居手当	●借家の場合 月額 12,000 円を超える家賃を払っている職員に支給 ※ 家賃の額に応じて支給（限度額 27,000 円）。	同	—	418 千円	104,500 円
通勤手当	●電車、バスを利用する場合 6 か月定期の価格を基本として 1 か月当たり 55,000 円まで支給 ●乗用車等を利用する場合 使用距離等に応じて、 2,000 円～31,600 円	同	—	158 千円	39,500 円
管理職手当	課長級の職員 10% 課長補佐級の職員 8%	異	支給額	830 千円	207,500 円